２０２０年３月

お客さま各位

新潟信用金庫

投資信託および債券の約款・規定の改定および電子化のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、２０２０年４月からの改正民法施行を踏まえ、投資信託・債券の各種約款・規定を下記のとおり改定いたします。改定後の約款・規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて、各種約款・規定の電子化を行います。電子化により、当金庫ホームページで約款・規定がご確認いただけることから、２０２０年４月１日以降は、当金庫窓口での本改定後の約款・規定の配布は終了させていただきます。なお、ご希望される方には別途、印刷して配布いたします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

Ⅰ．２０２０年４月の改正民法施行を踏まえた投資信託・債券の約款・規定等の改定

１．改定する約款・規定

①投資信託

新潟信用金庫投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）、非課税口座約款、「新潟しんきんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

②債券

保護預り規定（取引残高報告書式）・振替決済口座管理規定・一般債振替決済口座管理規定

③投資信託・債券共通

特定口座約款

２．主な改正内容

○（約款・規定の変更）＜下線部変更＞

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

Ⅱ．適用開始日

２０２０年４月１日（水）

※改定後の規定はこちらからご確認ください。

以上